平成27年度

第9回いわき市教育委員会議事録

平成27年12月25日 (金)

第 9 回 教 育 委 員 会 記 録

1 開会年月日 平成27年12月25日(金) 午後1時30分

開催場所 2 教育委員室

3 出席委員 教育長 吉 田 尚

> 教育長職務代理者 馬目順一

> 委 員 蛭 田 優 子

> 委員 山 本 もと子

> 委員 根 本 紀太郎

4 欠席委員 なし

5 説明のために出席した者の氏名

教育政策課長

增 子 裕 昭 教育部長

教育部次長兼総合調整担当 鈴木 隆

学校教育推進室長 松岡勇雄

中央公民館長 草野 亙.

いわき総合図書館長 夏 井 芳 徳

美術館長 佐々木 吉 晴

松島良

教育政策課教育施設整備室長 猪狩 孝

生涯学習課長 高 田 悟

文化・スポーツ課長 鈴木庄寿

草野 仁

学校教育推進室学校教育課長

総合教育センター所長 鈴木和 美

教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐 引 地 克 宏

生涯学習課長補佐 藤原良基

文化・スポーツ課長補佐 篠原美 紀

文化・スポーツ課長補佐兼文化振興係長 久 野 征 浩

学校教育推進室学校教育課長補佐 太 則子

学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 柴 薮 聡

塚 本 英 学校教育推進室学校教育課管理主事 樹

教育政策課教育施設整備室主任専門技術員 鍔 健 一

6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草野康弘

7 閉 会 午後2時2分

会議の大要

教育長 開会に先立ちまして、去る12月17日の平成27年いわき市議会12月定例会におきまして、 馬目委員の教育委員再任の人事案件が議会の同意を得られ、12月22日に、清水市長から教育 委員に任命されましたことを、ここにご報告いたします。馬目委員の任期は、平成27年12月 23日から平成31年12月22日までとなります。

それでは、引き続き教育委員に就任されます、馬目委員からご挨拶をいただきたいと思います。

馬目委員 (再任の挨拶)

教育長 ありがとうございました。

それでは、ただ今より平成27年度第9回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はございません。書記には草野主任主査(兼)総務係長を任命します。会期は本日限りといたします。議事録への署名は、本日出席された委員の皆様にお願いをいたします。

それでは、6教育長の報告 (1)いわき市教育委員会教育長職務代理者の指名についてに移ります。

冒頭申し上げましたが、馬目委員が12月22日に、引き続き教育委員に任命されたことから、同日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、平成27年12月23日からの教育長職務代理者について、馬目委員を指名いたしましたので、いわき市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する事務取扱要領第1条第1項の規定に従い、ご報告いたします。

それでは、次に移ります。7議事 議案第1号いわき市学校運営協議会規則の制定について、学校教育課長、説明願います。

学校教育課長 議案第1号いわき市学校運営協議会規則の制定について、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市学校運営協議会規則を次の とおり制定する。平成27年12月25日提出。いわき市教育委員会教育長。

制定の要旨については、4ページをご覧ください。保護者及び地域の住民等がその地域の公立学校の運営に積極的に参画することにより、地域の意向を学校の運営に的確に反映し、より一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運営に関して協議する機関として、指定する学校に学校運営協議会を設置するに当たり、その設置に伴う必要な事項を定めるため、本規則を制定するものであります。

5ページをご覧ください。規則の条文ですが、主なものについて説明いたします。

第1条 趣旨でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5第8項の規定により、第7回教育委員会において、地域協働による学校運営のあり方プロジェクト・チームよりご協議させていただきました学校運営協議会に関し、必要となる事項について、規則で定めるものでございます。

第2条では、学校運営協議会の設置目的を、第3条は、指定校の選定基準等を規定してお

ります。

第4条から第7条は、委員に関することとして、委員の任命、任期、守秘義務、解任について規定しており、委員の人数は、保護者や地域の住民等から 10 人以内で任期は2年となっております。

第8条から第13条には、主に会議の開催に係わることについて規定しております。

なお、第 10 条では、以前、地域協働による学校運営のあり方プロジェクト・チームによる報告の際、コーディネーター的な役割が必要であるとのご意見を反映させたもので、いわき市独自の項目として、立会人について定義しております。

立会人は、オブザーバーとして、主要な会議に同席し、委員の企画等の実現のために、さまざまな支援を行う方として、公民館の館長や支所の地域振興担当員などを位置付け、それぞれの立場でコミュニティ・スクールの活動を支援していただく方です。

8ページの第14条では、教育委員会の役割を、第16条では、指定学校の取り消しについて定めております。

施行期日については、田人小中学校の学校運営協議会の設置日にあわせまして、平成 28 年4月1日からとしております。説明は以上でございます。

教育長 ただ今の説明に対し、質問ございますか。

- **委** 員 確認ですが、第4条第2項第3号に委員として指定学校の校長その他の教職員がありますが、そうすると、委員としては、子どもと直接関わっている教職員の意見を学校運営に反映するという意味で、校長のほかに教職員を委員に加えるということで良いでしょうか。
- **学校教育課長** 想定といたしましては、校長が適当かなとは考えておりますが、委員は10名以内とする規定でございますので、学校の実態に応じて決定していくことになるとは思います。 平成28年4月から導入する田人小中学校では校長を想定しておりますが、これは、学校現場と相談しながら決定していく必要があるのかなと考えております。
- **委 員** 子どもと直接関わっている教職員の意見を学校運営に反映するという意味で、校長の ほかに教職員を委員に加えた方が良いのではないかなと思い、確認しました。
- 学校教育課長 第7回教育委員会におきまして、地域協働による学校運営のあり方プロジェクト・チームより、田人地区における想定といたしましては、保護者の方3名、地域住民が5名、学識経験者が1名、学校からは1名で校長とするということでお示しさせていただいたところです。
- 委員 分かりました。
- **委 員** 来年度から田人小中学校で始まるコミュニティ・スクールについて、立会人はどのような立場の方を想定していらっしゃるのでしょうか。

- **学校教育課長** その他の構成員といたしましては、先ほどご説明いたしました公民館の職員や 支所の地域振興担当員等を想定しているところでございます。
- **教育長** 参考資料の2ページにコミュニティ・スクール組織のイメージ図があり、わかり易い と思いますが、立会人としては、公民館や支所の職員を想定しているということです。
- **委 員** ただ今の質問は、立会人が具体的にお名前まで決まっているのかと思い、お伺いいたしました。
- **学校教育課長** まだ決まっておりません。来年、4月の導入に向け、学校や地域の皆様への説明をまだしておりませんので、丁寧に説明をしていきたいと考えております。
- **教育長** 本日の教育委員会でご承認いただけた場合、学校や地域、公民館や支所等の関係先に 説明を行い、ご理解をいただいた上で、正式にお願いすることとなります。
- **委員** この会議は、議事録は作成するのでしょうか。
- 学校教育課長 資料7ページに記載のとおり、第9条第4項に会議録の作成・保管義務を規定 しております。
- **委 員** 先ほどの説明では、学校側で委員として出席するのは、校長先生だけということでしたので、校長先生のほかに、会議録を作成する人が会議に出席する必要がありますね。
- **学校教育課長** その他の構成員といたしまして、オブザーバーの他に、事務局として学校からは教頭先生等に出席いただいて、会議録を作成していただくこととになると思います。
- **教育長** この規則の第8条で会長と副会長について規定していますが、第2項ただし書で校長 その他の教職員を会長または副会長に選出することができないとなっており、また、第9条 第4項において、会長に会議録の作成義務を課していることから、この教育委員会のように、 校長もしくは教職員ではない委員から選出された会長が、委員以外の事務局の方を書記に任 命したりして、作成させるというような形になると考えられます。

そのため、実際には教頭先生やその他の教職員または、公民館や支所の職員等が会議録を 作成することになるということだと思いますが、その辺は協議会の実態に応じ決定していく ということでよいでしょうか。

- 学校教育課長 規則では会議録の書記について会長から指名するという手続きについては規 定しておりません。この協議会の窓口は基本的には学校となりますので、それぞれの学校の 実態に応じ教頭かその他の教職員が事務局として作成することになります。
- **委員** それでは、委員の立場で学校側から出席し、意見を述べることをできるのは校長先生

ひとりということで良いでしょうか。

- **教育長** 学校からの委員を校長と想定した場合、委員として意見を述べることができるのは、 校長一人になります。しかしながら、第7回教育委員会でも話があったと思いますが、正式 な会議として報酬をお支払いして開催する正式な会議を年数回開催するほか、正式な会議の 場以外でも意見交換を行う機会は設定すると思いますが、その当たりについて、学校教育課 より説明願います。
- 学校教育課長 報酬をお支払して開催する会議は年度当初と11月頃、年度末の年3回を予定しております。
- **教育長** 年3回の会議だけでは中々調整しきれない点もありますので、この規則に則った会議 の他に、委員以外の方にも広くご出席いただき、下調整を行うような幹事会のような場は適 宜開催していくことになるのかと思います。
- **委員** どうしても学校からの委員としての出席者が校長1名というのは、腑に落ちない。
- **委員** 当然、校長先生は学校全体のことを把握しているとは思いますが、現場で、実際に子どもたちに接している教職員にも「自分たちも関わっているんだ」という認識を持ってもらう意味でも、委員として入っていただいた方が良いのではないかと、心配に思う。
- 学校教育課長 実際の運用まではまだ時間がありますし、先ほどお示しした構成は、あくまでもプロジェクト・チームの案でございます。例えば、教諭の立場で、場合によっては事務職員の立場でというようなところは、実際に委員を選定する場面におきまして、学校と相談しながら選定することになりますので、そこのところ、もう少し学校現場と相談していきたいと考えております。
- **教育長** あくまで規則第4条には委員を10名で組織することが規定されているだけで、その構成については人数までは規定していないということでございますので、場合によっては地域住民が5名のところを4名にし、学校から2名という可能性もあるということですね。

今、貴重なご意見をいただいておりますので、その辺を踏まえて、また、これから学校・ 地域に説明に入るのでしょうから、その協議の中で、この当たりを考えていただくというこ とでよろしいですか。

委員 そうですね。

教育長 では、今の意見を貴重なご意見として、考えていただくということで、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教育長 その他、何か質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **教育長** 以前ご意見いただいた立会人・オブザーバーについては、想定は今も説明がありましたが、その他にも、その協議の中身によって適宜、立会人として参加いただきながら、必要によっては会長から指名を受けて意見を申し上げるということも出てくるでしょうけれども、そういったことは第10条に規定されています。
- **教育長** それでは、議案第1号いわき市学校運営協議会規則の制定については、ただ今ご意見いただいた点を踏まえて、実際の運用についてはもう少し検討するということを付け加えたうえで、規則としては学校教育課より示された原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、議案第2号に移ります。

市公立学校管理規則に規定しているところであります。

議案第2号いわき市公立学校管理規則の改正について、学校教育課長、よろしくお願いします。

学校教育課長 議案第2号いわき市公立学校管理規則の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定に基づき、いわき市公立学校管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。平成27年12月25日提出。いわき市教育委員会教育長。制定の要旨については、10ページをご覧ください。公立小中学校職員の勤務等については、

また、市町村立小・中・特別支援学校に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇については、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第10条の規定により、県立学校職員の例によるとされています。

今回の管理規則の改正は、県の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の骨髄移植に関する 内容が一部改正されたことに伴うもの、また、配偶者の外国での勤務等による職員の配偶者 同行休業に関する条例が新たに制定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

配偶者の外国等での勤務につきましては、教職員の場合ですと、海外の日本人学校に行かれる方の配偶者の方に関するものでございます。

11ページをご覧ください。まず、骨髄移植に関わる部分ですが、いわき市公立学校管理規則第19条第2項第14号を表記のとおり、「(骨髄移植)に係る登録又は骨髄液」を「(骨髄移植) 若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞」に改めるものでございます。

医療技術におきまして、骨髄移植だけではなくて、末梢血幹細胞の移植でも白血病等の治療ができるということで、改正するものでございます。

次に、第1号様式の2、第4号様式、第13号様式は、それぞれ出勤簿、休暇欠勤届、職員

勤務状況調の様式でありますが、こちらにつきましては、12ページから16ページの朱書きのように改めるものであります。

なお、17ページから23ページまでは新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

教育長 ただ今の説明に対し、質問ございますか。

- **委 員** 出勤簿等の様式などについて出てくる文言を修正するものと理解いたしましたが、その中の配偶者同行休業というものについては、先ほどのご説明ですと、ご夫妻でどちらも教員の方でいらっしゃって、例えばですが、男性が海外の日本人学校に行くことになって、その場合、別に勤務なさっている奥様が休業をとって一緒について行かれる、というようなことでよろしいでしょうか。
- 学校教育課長 そのとおりでございます。もともと地方公務員法が平成25年に一部改正されまして、条例に定めるものとするとされましたことから、平成26年に県の条例が改正されました。県の教育委員会では取扱要領を定めておりまして、それを受けまして、市公立学校管理規則の様式等について改正するものです。

海外の日本人学校に行かれる方の配偶者の方、これまでは休職をして同行しておりましたが、来年度4月からこの新たな配偶者同行休業の制度を使って同行をすることを希望する方がいらっしゃるもので、今回、改正するものでございます。

- **委員** 休職と配偶者同行休業の扱いの違いはどうなっているのでしょうか。
- 学校教育課長 両者ともその期間中は給与の支払いがありません。退職金の換算もその期間は ともに除算されることとなります。ただ、若干影響がありますのは、先ほどもシミュレーションを行いましたが、昇給関係で違いが生じてきますが、期間の上限が3年となっておりますので、待遇面でそれほど大きな違いはないのかなと思われます。
- **教育長** 「休業」は、育児休業や介護休暇と同じものでありますが、休職となりますと、これは処分行為の一つになります。その意味では大きな意味はありまして、地方公務員法が改正されるまでは、このような制度がなかったため、「休職」とせざるを得なかったもので、本来あるべき姿ではなかったものが、ようやく休業として取得できるようになったものです。 給与等の面で大きな影響はないものの、身分の取扱いとしては違いがありますので、今回改正するものです。
- **委 員** もう一つ、配偶者同行休業ということで、拡大解釈で配偶者の方が民間にお勤めで、 海外勤務だから、この制度を利用して同行する、適用するということは可能なのでしょうか。
- **学校教育課長** あくまでもこれは県教育委員会の制度でございますので、県教職員が対象となるものでございます。

教育長 その他、何か質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、議案第2号いわき市公立学校管理規則の改正について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教育長 それでは、8その他に移ります。

(1)いわき市考古資料館第3回企画展 道具の歴史2「遺跡から出土した石の道具」の開催について、文化・スポーツ課長、お願いします。

文化・スポーツ課長 資料の24ページをご覧ください。 その他(1)いわき市考古資料館第3回 企画展道具の歴史2「遺跡から出土した石の道具」の開催についてございます。

1趣旨でございますが、遺跡から出土したいろいろな道具に焦点を当てたシリーズ全5回の2回目になります。今回は、石でできた道具を集成・展示するもので、石で作られた道具が、その変遷や流通の中で、先人たちの生活にどのように関わっていたのかを考えていく展示内容で、開催期間中の催しとして展示解説会、講演会などを含むものでございます。

2開催期間でございますが、1月20日水曜日から3月21日月曜日までとなっております。 3の会場から7の開催期間中の催しにつきましては、記載のとおりでございます。説明は 以上でございます。

教育長 ただ今の説明で、何か質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

教育長 よろしいですか。

それでは、その他(2)次回教育委員会の開催について、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 次回の教育委員会は、来年1月27日水曜日午後1時30分から当会場で行います ので、ご参集よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、以上をもちまして、平成27年度第9回教育委員会を閉会したいと思います。